



日・ケニア投資協定



背景

- サブサハラ・アフリカ地域の経済大国
 - ・GDP634億米ドル(2015年)、近年経済成長率5～6%を維持
- 東アフリカの玄関口であるモンバサ港を有する交通の要路
- エネルギー分野を含むインフラ事業に日本企業が関与
 - ・地熱発電、モンバサ開発等
- 2016年8月、TICADVIの際、安倍総理のケニア国賓訪問の機会に署名



主な内容

二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める

- ◆ 投資財産の設立後の内国民待遇・最恵国待遇(注)【第3条、第4条】
(注) 最恵国待遇については、限定的に設立段階においても与えられる。
- ◆ 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護【第5条】
- ◆ 投資の阻害要因となり得る要求(輸出の要求等)の原則禁止【第7条】
- ◆ 正当な補償等を伴わない収用の禁止【第10条】
- ◆ 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続【第15条】

- 人口: 4,725万人(2016年)
- 一人あたりGDP: 1,377米ドル(2015年)
- 在留邦人: 804人(2015年10月)
- 進出日系企業: 47社(2015年10月)
- 進出分野: 自動車、一般機械、建設、食品等

早期締結の必要性

投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上

➡ 我が国からの投資の更なる保護・促進 【経済界からも強い要望あり】

(参考)

- ケニアは、独、英、伊等6か国と投資協定を締結済み。
- 2014年4月に交渉を開始。
- 2016年8月に署名(於ナイロビ)。